

・会社の事業目的

会社の事業目的ですが、ここがご自身で設立される場合で一番、**難儀な項目**かもしれません。

事業目的とは、**設立する会社が行う事業・ビジネスの内容のこと**です。

例えば、「出版業」といったものです。

会社は、事業目的として決めた以外の事業をしてはならないとされているため、事業目的は将来行うかもしれないビジネスまで見据えて、慎重に決定する必要があります。もちろん後に事業目的の変更・追加を行うことは可能ですが、その場合は手間も費用も余計にかかってしまいます。

さて、それでは事業目的を決める際の注意点を説明します。

事業目的は、次の3つの条件を満たす必要があります。

①明確性	どんな事業か一般の人によく分からないものはダメです
②営利性	直接利益を上げるためのものである必要があります ダメな例・・・「政治献金」「福祉施設への寄付」※1
③適法性	違法なビジネスを目的にはできません ダメな例・・・「覚醒剤の製造および販売」

※1 事業目的とするのがダメなだけで、会社が実際に献金や寄付を行うことは可能です。

②③は判断いただけると思いますが、**難しいのが①の明確性**です。

一般の人にわかるかどうかというのは、時代によっても変わってきます。例えば、十数年前であれば「インターネット」という言葉は一般の人には何のことか意味が分からない、明確性に欠けるものだったと思われるかもしれませんが、現在なら多くの人がわかるものとなっています。

では、事業目的を決めるには、**具体的にどうしたらよいかという次の4つの方法**があります。

①同業他社の目的を真似する

すでに認められて登記がされている会社の目的であれば間違いなく条件を満たしています。会社の事業目的は登記事項証明書（いわゆる謄本です）に記載していますので、手数料1000円がかかりますが、参考にしたい会社のもを法務局で請求して持ち帰り、**一字一句**写してしまいましょう。
※これについては何の問題もないので安心して下さい。皆さんしておられます。

②事例集で確認する

過去に審査された目的について、認められたかどうか載った厚い事例集が発行されています。

実は2006年の新会社法の施行に伴って、目的の審査はかなりゆるくなっています。事例集の事例は、厳しい時代に審査され、認められてきたものですので、事例集で認められているものを書けばまず大丈夫です。

ただ、高価なものですので、ご自分で購入することはお勧めできません。法務局に行けばこのような事例集が閲覧できるようになっています。

③法務局の相談員に確認してもらう

一番確実な方法です。法務局には相談コーナーが設けられていますので、事業目的の案を持って相談してきて下さい。この相談でOKをもらっておけば、安心です。

④会社設立専門チームのチェックを受ける。

一番最初に記載しました通り、この『事業の目的』が一番難儀な項目です。簡単に自分のイメージを記載しておいて頂ければ、面談時にアドバイスさせていただきます。「人材派遣業」「訪問介護事業所の経営」「ホームページの作成」「飲食店の経営」といったように日常で使用する言葉で記載していただければ結構です。定款に記載する堅苦しい法律用語に変換できるように対応致します。

※許認可を受けられる方へ

さて、許認可を受ける予定の方が、最も注意しなければいけないポイントが、この事業目的です。許認可によっては、目的に所定の事項が記載されていることが、その許認可を受けられる条件になっているのです。

例えば、人材派遣会社を営むために必要な「労働者派遣事業許可」を受けるには、目的に「労働者派遣事業」が入っていることが必要です。よくご確認下さい。

4. 会社の所在地をご記入ください。

〒	
住所	

本店所在地とは会社の住所のことで、特に制限はないのでどこでも大丈夫です。住所表記も特に決まりはありません※。ただ、住所は略さず「1丁目2番3号」のように表記するのが一般的ではあるかと思います。部屋番号を入れない場合には、登記上の住所あてに郵便物が送られてくることがありますので、きちんと配達されるようあらかじめ郵便局で手続きをしておく必要があります。

※確認したところネット上の一部では、本店所在地の表記について「1丁目2番3号のように表記しなくてはならず、1-2-3ではダメ」とか「建物名や部屋番号は入れてはいけない」などと解説しているものもあるようですが、そんなことはなく、いずれも自由です。

本店所在地は、一般的に**本社の場所で『登記簿謄本』に記載される**ものです。

5. 資本金の額はいくらにしますか？

① 資本金総額

①	資本金総額	
---	-------	--

法律上はいくらでも構いません。1円でも100億円でも構わないのですが、極端に少ないとビジネスをしていく上で、**周囲の信頼を得られない**と思われるので、「資本金1円」はあまりお勧めできません。

また、許認可の種類によっては、資本金がいくら以上の会社でないとダメ、と決まっているものがあります。許認可が必要なビジネスをなさる方はこの点にも十分注意して資本金を決めて下さい。

② 1株の金額

②	1株の金額	
---	-------	--

※1株の金額
「株式会社」ですので、出資に対しては株式を発行します。1株いくらで発行するのかを決めましょう。発行する金額は自由です。1株が、1円でも100万円でも資本金の範囲内ならば好きなように決められます。

一般的には、**4~5万円の範囲が一番多い**です。特にこだわりが無ければこの範囲でいいと思います。

1株の金額が大き過ぎる（例えば500万円）と、小額の出資を受けることが難しくなります。また、小さ過ぎる（例えば1円）と、将来株式を当初より安く発行することができなくなります。いずれの場合もあとで増資を行うときに不自由する可能性があるからです。

③ 発行する株式数

③	発行する株式数	
---	---------	--

1株をいくらで発行するか決めたら、自動的に発行する株式の数が決まります。たとえば①で決めた資本金総額が1000万円で、②の1株の金額が5万円なら、発行する株式数は $1000万 \div 5万 = 200$ 株ということになります。

各株主の株数も同様の考え方で大丈夫です。各株主の株数の合計額が発行する株式数と一致するかを最後に確認して下さい。

④ 発行可能株式数

④	発行可能株式総数	
---	----------	--

発行する株式数が決まったら、次に**会社が発行できる株式の上限**（法律では「発行可能株式総数」といいます）を決めましょう。

あなたが設立する譲渡制限会社では、発行する株式数以上であれば何株でも自由ですが、1度決めると変更には株主総会と法務局での手続き、手数料3万円が必要です。

発行する株式数の10倍くらいにしておくのが無難です。

※譲渡制限のない会社である程度の株主がいる会社の場合、経営権の問題が発生する可能性があるため、発行可能株式総数をいくつにするかは重大な問題です。しかし、新しく設立される会社はほとんどが社長＝大株主ですし、譲渡制限会社は法律上、株主に無断で株式を発行することができないので、あまり問題にはなりません。

6. 上記4の株主のお名前、住所、電話番号及び出資金額を記載して下さい。
(株主は1名でも構いません)

株主※1, 2	住 所	電話番号	出資金額
合計			

※1

会社設立時において株主＝発起人です。
発起人とは、会社設立の手続きをする役目の人です。
さらに

- ①設立時に出資できるのは発起人のみ
- ②発起人は絶対に1株以上出資しなければならないというルールです。

なお、発起人になる方はこの後の手続きで印鑑証明書が必要になります。
もし発起人の中に印鑑登録をしていない方が含まれている場合には、
登録する印鑑を持参の上、住所地の区市町村役場で登録をするようにして下さい。

注意ですが、上記は「発起設立」という方式で設立する場合の話です。
会社法上において、それ以外の方法もありますが、大変面倒な上、実際ほとんどありませんので割愛させて頂いています。

※2

株主（資本金を出資された方）には次の権利があります。

- ① 議決権・・・株主総会での投票権。たとえ1株の保有でも株主総会に出席して1票を投じることができます。
 - ② 利益配当請求権・・・会社が得た利益を配当として受け取る権利。
 - ③ 残余財産分配請求権・・・会社が倒産（解散）した場合、残った財産を受け取る権利。
- ただし、倒産した会社には通常は負債しか残されていないので、財産分与を受ける可能性は極めて低い。

また、株式の保有率によって次のような権利が発生します。

下記、参考です。一般的にご自身の100%出資が多いですので、『発行済株式を全部保有』するに当てはまると思っています。

発行済株式を全部保有	会社は 完全にあなたのもの です。あなたの思い通りに会社経営が可能となります。（他の役員や従業員があなたについてきてくれるかどうかは別問題です）
発行済株式の3分の2以上を保有	株主総会での特別決議が単独で可能になります。特別決議とは、合併・営業権の譲渡・減資・解散・取締役や監査役の解任等、株主総会で3分の2以上の賛成を必要とする経営上重要な決議のことです。発行済株式の3分の2以上を保有することで、ほぼ完全に経営権を把握できることとなります。よって社長になれる皆さんはできるだけこの比率以上で出資するようにしましょう。
発行済株式の過半数を保有	社長をはじめ役員を選任等が自分の思い通りに行えるようになり、経営権を獲得できます。ただし、経営を左右する重大事項は「特別決議」での議決が必要になりますので、100%思い通りになるわけではありません。社長になれる皆さんは最低でもこの比率以上で出資するようにしましょう。
発行済株式の3分の1以上を保有	特別決議の拒否権が与えられます。「経営のお目付役」という立場で出資されるならば、この比率以上で出資されることをお勧めします。逆に、好き勝手に会社を経営したい方は、単独の株主にこの比率以上の株式を握られることだけは防がなければいけません。
発行済株式の10分の1以上を保有	会社の解散請求権が与えられます。ただし、会社を解散するには株主総会での特別決議が必要ですので、請求しても決議されるかどうかはわかりません。
発行済株式の100分の1以上	株主総会での議案提出権が認められます。株主総会で議決されるかどうかは別として、ちょっと経営に口を出せるようになるということです。

7. 役員の方のお名前を記載してください。（役員は1名だけでも構いません）

代表取締役（社長）		ふりがな	
取締役		ふりがな	
取締役		ふりがな	
取締役		ふりがな	
監査役		ふりがな	
監査役		ふりがな	

8. 取締役会開催の有無

取締役会を開くには取締役が常時3名以上、監査役が1名以上必要です。
人数の要件を満たしていない場合には、飛ばして下さい。
取締役会がない場合は「株主総会」で出資者全員が集まって重要事項を決定していきます。

はい いいえ

取締役会を設置すると『出資者の人数が多い場合は取締役会を開催した方が意思決定がスムーズに行える』というメリットがあります。
ただ、正直言って設立してすぐの中小規模企業には具体的なメリットは、ほぼありません。
あまり、お勧めしません。

9. 役員の任期は何年になされますか？

○で囲んで下さい。

取締役の任期

1年 2年 3年 4年 5年 6年 7年 8年 9年 10年

監査役の任期

4年 5年 6年 7年 8年 9年 10年

※任期を決める際のアドバイス※

ご自身一人で役員になられる場合	10年が最適です。
夫婦・親子で役員を固められる場合	5年が最適です。
第三者が役員になられる場合	2年又は3年最適です。

役員を任期の途中で解任することは非常に難しいです。
横領などの不正行為を行っているならば別ですが、正当な理由なしに役員を解任した場合は、損害賠償を請求されるリスクがつきまといまいます。

ご自身だけが、役員になるのであればそのような問題は発生しませんので、最長の10年にされても問題はありません。
ただ、他人が役員に就任される・就任する可能性がある場合は、役員の任期を短くしておきリスクヘッジをかけていた方が安全です。

また、還暦近くの方で、60歳で一区切りとお考えの方の場合には、現在の年齢から60歳までの期間を任期とされる方もおられます。

1度決めると変更には株主総会と法務局での手続き、手数料3万円が必要です。

10. 決算月を何月にしますか？

①決算月

※ 特に決まりはありません。業務の忙しさに波がある業種であればできるだけ忙しくない時期がお勧めです。また、特に希望がない場合は設立月から出来るだけ遠い月(1年後)に設定しておくことで最初の決算を先送りできるので楽です。

決算月	月
-----	---

②会社設立日

※ 法務局に設立書類を提出した日が「会社設立日」として登記簿謄本に記載されます。ただし、設立した会社の登記簿謄本や印鑑証明書が取得できるようになるのは法務局に書類提出後約7～10日後となります(会社設立日に登記簿謄本や印鑑証明書は取得できませんのでご注意ください)。なお、法務局は土曜・日曜・祝日及び年末年始は閉まっていますので設立日には指定できません。

月	日
---	---

特にこだわりがないのであれば、月初から始めるのではなく、〇月2日に設立された方が1年目の均等割(※)が安くなります。 参考にして下さい。

資本金：1,000円以下

	〇月1日設立	〇月2日設立	差
住民税	20,000	18,300	
市民税	50,000	45,800	
計	70,000	64,100	5,900

※法人を設立した場合に必ず毎年発生する税金のこと

③事業年度

	期首		期末
初年度	月 日	～	月 日
翌事業年度以降	月 日	～	月 日

※期末は同じ日付になります。

事業年度を決める、というのは言い換えると**決算を何月にするか**を決めるということです。一般的には国の会計年度と同じ3月決算の会社が多いですが、この場合は毎年4月1日から3月31日までが事業年度で、3月31日までを一区切りとして、**2ヶ月後の5月末までに税金の申告と納付**を行います。

何月決算にするかは、**自由に決めることができます**。

決算というのは大変手間のかかる作業ですので、本業が忙しい時期を外して決められることをおすすめします。

また、決算を何月にするかによって会社設立初年度の期間が変わってくることに注意が必要です。例えば、5月17日に5月決算の会社を設立したとすると、2週間後の5月31日には最初の決算期が来てしまい、設立早々に事務負担が発生してしまいます。

また、2月決算にする場合、事業年度は「3月1日から2月28日」としたのでは問題があります。理由は、うるう年で4年に1度は29日まであるからです。こういう場合は、「3月1日から2月末日」とします。

11. 譲渡承認機関

株式会社を設立するにあたって、【1. 株式譲渡制限の有無】で『無』を選択した場合(ここでは、全員ですが)、**株式の譲渡を承認する機関をどこにするのか**を決めなければなりません。
下記の3つから選択することができます。

- ① 代表取締役
- ② 株主総会
- ③ 取締役会 ※【8. 取締役会開催の有無】で『有』を選択された方のみです。

一般的には、①代表取締役が多いです。

譲渡承認機関	
--------	--

全項目を無事記載できましたでしょうか??
このチェックリストの項目を記載できれば、あとは定款及び各種登記書類を作成していただけます。
もう少しだけ、お付き合いお願い致します。

【作成書類等一覧】

- ①定款
 - ②発起人決議書
 - ③発起人会議事録 発起人(株主)が複数の場合にのみ作成
 - ④代表取締役選定書 取締役が複数の場合にのみ作成
 - ⑤取締役就任承諾書※
 - ⑥監査役就任承諾書 監査役を設置する場合にのみ作成
 - ⑦磁気ディスク
 - ⑧印鑑届書
- ※取締役と監査役の就任承諾書は、発起人になっていない取締役・監査役のみ必要です。

※当該チェックリストは、会社設立を行う際の原則的な取扱いに弊社ノウハウを加えたモノとなっています。
ただ、設立の状況や業界により設立時からできることはまだまだあります。
一度、お知り合いの専門家に相談、若しくは弊社のチェックサービスをご利用頂けると幸いです。